

2023

N A G A S A K I
G U A R A N T E E
R E P O R T



ごあいさつ

平素より長崎県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和4年度の事業活動ならびに今年度の経営方針等についてご紹介するディスクロージャー誌「長崎県信用保証協会の現況2023」を作成しました。本誌を通じて当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、県内情勢については、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類へ移行したこともあり、社会経済活動が少しずつコロナ禍以前の状態に戻りつつありますが、中小企業を取り巻く環境は、これまでのコロナの影響に加え、物価高や人手不足感の強まり、更にはゼロゼロ融資の返済本格化の到来等、引き続き厳しい状況にあるものと思っております。

このため、当協会としましては「伴走支援型特別保証」等を活用した借換による返済負担軽減や資金繰り支援、モニタリングを通じた業況把握やその後のフォローアップを実施するとともに、ポストコロナにおける生産性向上・事業再構築に取り組む中小企業や、創業・事業承継等様々なステージにある中小企業に対しても金融機関や支援機関等と連携しながら適切な支援に努めてまいります。

これからも、公的な「金融と経営の総合支援機関」として、国や地方公共団体の施策に呼応しながら、中小企業の維持・発展を積極的にサポートするとともに、地方創生、地域活性化に向けて、役職員一同取り組んでまいりますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。



令和5年9月
会長 上田 裕司





NAGASAKI GUARANTEE REPORT 2023

CONTENTS

長崎県信用保証協会の概要	2
プロフィール・基本理念・行動指針	
令和4年度トピックス	3
信用保証トピックス	
創業支援・経営支援トピックス	
広報活動	
信用保証等の動向	13
令和4年度決算報告	19
経営計画	25
令和4年度の経営計画の評価	
令和5年度経営計画	
コンプライアンス	41
コンプライアンス態勢	
個人情報保護宣言	
協会組織	44
役員名簿	
組織・事務分掌	

長崎県信用保証協会の概要

プロフィール(令和5年3月31日現在)

◎ 設 立	昭和27年7月5日
◎ 業 務 開 始	昭和27年7月11日
◎ 基 本 財 産	222億円18百万円 (内訳)基 金………… 80億21百万円 基金準備金…141億97百万円
◎ 利 用 企 業 数	1万3,783企業
◎ 保証債務残高	件数 22,081件 金額 2,309億円
◎ 役 職 員 数	79名(常勤役員4名、職員75名)
◎ 事 業 所	【本 所】 長崎市桜町4番1号(長崎商工会館ビル6F・7F) 【佐世保支所】 佐世保市常盤町2番17号



協会章



この協会章には、長崎県のイニシャルNを信保の2文字で両方から支え、中小企業の育成とともに長崎県勢浮揚の一役を担う意が込められています。

基本理念

私たちは事業の維持・発展に努力する中小企業とのふれあいを大切にし
「親しまれ」「信頼される」信用保証協会をめざして地域社会に貢献します

行動指針

- 1 私たちは お客さまとのふれあいを大切にし 信頼に応えます
- 2 私たちは お客さまの信用を創造し かぎりない発展を応援します
- 3 私たちは 最良のパートナーを目指して 自己革新にチャレンジします
- 4 私たちは よりよいコミュニケーションで 希望に満ちた職場をつくれます

令和4年度 トピックス

■信用保証トピックス

■創業支援・経営支援トピックス

■広報活動

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2023



信用保証トピックス

■ 新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて

令和4年度の県内経済は緩やかな持ち直しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）の影響が残る中、供給制約、物価上昇等の影響もあり、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きました。

当協会では、長期に渡るコロナの影響等で業況回復が遅れ経営に支障をきたしている中小企業への支援として、新たに創設した「長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証」等を活用した借換えによる返済負担軽減や資金繰り支援を行うとともに、コロナ制度のモニタリング報告に基づくフォローアップをはじめ、金融機関訪問等により企業の資金繰り状況や資金ニーズの把握に努めました。

また、ウィズコロナ下での事業再構築や事業転換を図る中小企業に対しては、事前協議段階から金融機関との情報共有、協力を図り、柔軟かつ積極的に保証対応することで、企業の課題解決や生産性向上に向けた支援に努めました。

【これまでの主な経過】

年月日	内 容
令和2年1月29日	●「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置
令和2年3月2日	●セーフティネット保証4号（災害）の対象地域として全国の都道府県が指定 ●「長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）保証」、「佐世保市中小企業緊急経営対策資金（災害等対策資金）保証」の新型コロナウイルス対応資金の取扱いを開始
令和2年3月3日	●「長崎市中小企業災害復旧等支援資金保証」の新型コロナウイルス対応資金の取扱いを開始
令和2年3月13日	●危機関連保証が発動 ●「危機関連保証」、「長崎県緊急資金繰り支援危機関連保証」、「長崎市中小企業災害復旧等支援危機関連保証」、「佐世保市中小企業緊急経営対策危機関連保証」の取扱いを開始
令和2年5月1日	●セーフティネット保証5号が全業種指定へ ●「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証」（実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免）を創設 ●「諫早市新型コロナウイルス感染症対策緊急資金保証」を創設
令和2年5月29日	●「大村市中小企業振興資金保証」の新型コロナウイルス対応資金の取扱いを開始
令和2年6月19日	●「長崎県新型コロナウイルス感染症対策資金保証」の保証限度額を3,000万円から4,000万円へ増額
令和3年2月1日	●「長崎県新型コロナウイルス感染症対策資金保証」の保証限度額を4,000万円から6,000万円へ増額
令和3年3月31日	●「長崎県新型コロナウイルス感染症対策資金保証」保証申込受付終了 ●「諫早市新型コロナウイルス感染症対策緊急資金保証」保証申込受付終了 ●「大村市中小企業振興資金保証」の新型コロナウイルス対応資金の保証申込受付終了
令和3年4月1日	●伴走支援型特別保証、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を創設

令和3年7月31日	●セーフティネット保証5号全業種指定が解除、一部指定業種へ変更
令和3年12月31日	●危機関連保証の指定期間終了
令和4年2月1日	●「伴走支援型特別保証」の保証限度額を4,000万円から6,000万円へ増額
令和4年4月1日	●「長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証」(国および県による保証料補助あり)を創設
令和4年7月5日	●「JSパートナー保証」の取扱い開始
令和4年10月1日	●「伴走支援型特別保証」および「長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証」の保証限度額を6,000万円から1億円へ増額
令和5年1月10日	●「伴走支援型特別保証」および「長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証」の申込人資格要件を緩和

【保証承諾・保証債務残高の推移】

平成20年度から令和4年度までの保証承諾・保証債務残高の推移は下表のとおりです。

このうち、令和2年3月からの新型コロナウイルス関連保証の保証承諾は12,608件、191,327百万円と、平成20年10月からのリーマンショック時に行った景気対応緊急保証の保証承諾11,699件、134,901百万円を大きく上回りました。

令和4年度単年で見ると保証承諾額は60,839百万円となりました。保証申込が殺到した令和2年度と比較すると32.5%の実績に留まりますが、令和3年と比較すると125%と前年度実績を上回る結果となりました。

これは、令和4年4月に創設された「長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証」や、令和4年7月に取扱いを開始した「JSパートナー保証」が保証承諾増加に寄与したものです。

(単位:企業・件・百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		
	件数	金額	企業数	件数	金額
H20	11,745	117,211	13,385	25,131	195,397
H21	8,703	82,832	12,991	23,729	185,856
H22	8,288	87,320	12,755	22,691	181,717
H23	6,500	65,215	12,381	21,777	171,812
H24	6,612	69,043	12,118	21,291	167,155
H25	7,534	72,467	12,082	21,679	166,365
H26	7,781	75,573	12,076	21,391	161,104
H27	7,807	75,871	12,222	21,296	161,412
H28	7,315	72,572	12,122	20,620	153,381
H29	6,906	72,200	12,026	19,832	147,056
H30	6,268	65,241	11,339	18,146	138,814
R1	6,977	77,208	11,205	17,577	142,018
R2	13,154	187,053	13,673	21,618	232,896
R3	4,358	48,637	13,919	21,713	229,840
R4	4,789	60,839	13,783	22,081	230,998

景気対応緊急保証

(H20.10.31～H23.3末)

保証承諾11,699件

134,901百万円

新型コロナウイルス関連保証

(R2.3.2～R5.3末)

保証承諾12,608件

191,327百万円

■ 令和4年度の主な保証制度の創設・改正について

以下の保証制度について、創設及び改正を行いました。

<創設>

長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証

コロナの影響を受けた中小企業の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型の支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性の向上を図ることを目的として令和4年4月1日に創設し、その後、令和4年10月1日に保証限度額を1億円に引き上げる改正を行い、令和5年1月10日には申込人資格要件の緩和、借換の特例の追加等、大幅な制度拡充がなされました。保証限度額1億円、保証期間10年以内、返済据置期間は最長5年の設定が可能で、当初保証料を国および県が全額補助する制度です(ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、県による一部補助のみ)。

JSパートナー保証

十八親和銀行と長崎県信用保証協会が提携し、コロナの影響が収束しない状況下において、取扱金融機関が推薦する中小企業者について、疑似資本的な資金の提供を迅速に行い金融の円滑化に資することを目的として、令和4年7月5日から取扱いを開始した制度です。保証限度額1億円、保証期間は1年で、1年毎に更新手続きを行い要件を満たせば最長5年間継続利用が可能な制度です。

スタートアップ創出促進保証

創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による创业者の増加ならびに廃業・倒産経験者等の事業経営への再挑戦を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、创业者の事業の活性化に資することを目的として、令和5年3月15日に創設した制度です。保証限度額3,500万円、保証期間10年以内での利用が可能です。

<改正>

伴走支援型特別保証

令和4年10月1日に保証限度額を1億円に引き上げる改正を行い、令和5年1月10日には申込人資格要件の緩和、借換の特例の追加等、大幅な制度拡充がなされました。

長崎県緊急資金繰り支援資金保証

保証の対象となる資金のうち「環境変化対策資金」については、特別の事由を知事が認定した場合に限り利用可能となりますが、「原油価格及び原材料価格の高騰による環境変化」が特別の事由として認定され、令和4年6月15日から取扱いを開始しました。

長崎市中小企業創業資金保証

保証限度額を3,500万円へ引上げるとともに、みなし创业者(事業を営んでいない個人が創業し、その後法人成りした場合で、当該個人が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの)を保証対象としました。

長崎市中小企業エコ資金保証

保証の対象となる資金に「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの実現に取り組もうとするもの」を追加し、その場合の保証限度額を6,000万円とする改正を行いました。

金融機関との連携

金融機関へ感謝状を贈呈

例年、中小企業支援推進協力店舗感謝状贈呈式を開催していましたが、令和4年度も前年に引き続きコロナの影響により中止しました。

令和3年度に実施した中小企業支援推進キャンペーンにご協力いただき、年間を通して特に顕著な功績を残された店舗を訪問し、感謝状を贈呈しました。

【キャンペーン内容】

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・ 経営支援関係事業推進協力店舗 | ・ 創業支援推進協力店舗 |
| ・ 小規模事業者支援推進協力店舗 | ・ 経営者保証ガイドライン推進協力店舗 |
| ・ 保証債務残高増加額協力店舗 | ・ 保証債務残高伸長率増加店舗 |
| ・ 保証利用企業数増加協力店舗 | ・ 特別協力店舗 |

創業支援・経営支援トピックス

■ 創業セミナー等への参加

創業支援の一環として、各支援機関と連携しながら各種創業セミナー等へ参加しております。

令和4年度は大村商工会議所が主催する「大村市創業塾」に当協会職員が計6回講師として参加し、信用保証制度の仕組みや創業計画書作成の際のポイントについて説明を行いました。



令和4年11月30日には、島原商工会議所および日本政策金融公庫が共催する創業セミナーに講師を派遣しました。「“夢”をカタチに」をテーマとして創業に興味をお持ちの方等を対象に開催され、当協会職員は、「創業の心構え、経営者の心構え、創業時のチェックポイント」について説明を行いました。



また、令和4年12月5日、12月7日に、こころ医療福祉専門学校にて鍼灸科・柔道整復科の学生を対象に、十八親和銀行との共催で創業セミナーを開催しました。

創業に対する知識や考え方を提供することを通じ、学生の創業に対する関心を高め、将来的な創業に向けた取り組みを支援する目的から開催したもので、今年で6年目になります。

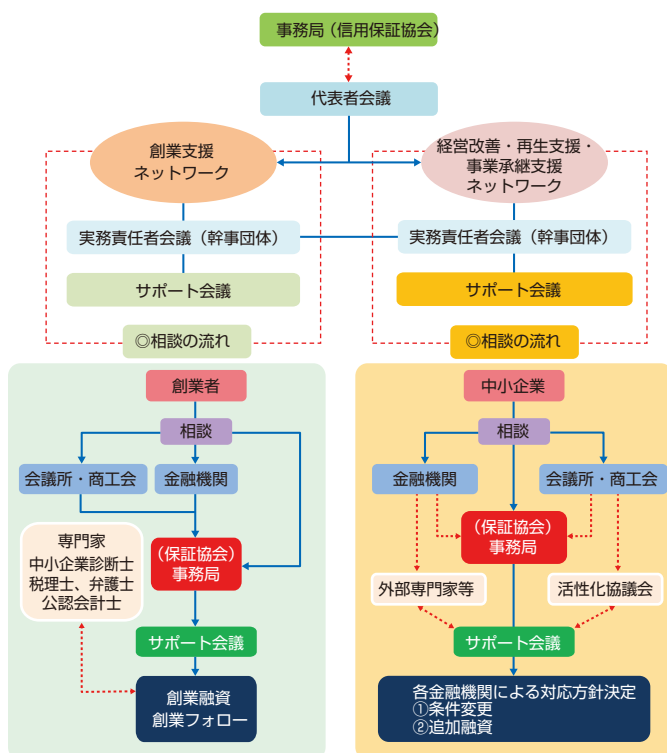
セミナーでは、創業審査のチェックポイントや創業資金制度について説明しました。



関係機関との連携

○がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク

平成24年8月から、金融機関・経営支援機関により構成され、当協会が事務局を務める「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」を設立し、中小企業のライフステージやニーズに応じた支援を連携して行っています。



がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク (通称：がんばる長崎支援会議)

平成24年8月31日に国の「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に基づき、『がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク』を創設しました。このネットワークは、地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、長崎県中小企業活性化協議会、その他経営支援機関、公的機関が連携し、地域の関係者の力を総動員して中小企業の皆様の経営改善、再生を促す環境を整備することを目的とし、当協会が事務局をつとめています。

平成26年6月に運営内容に創業支援を加え、さらに、平成28年度からは事業承継支援を加え取組むことになりました。

今後共、関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確に対応して参ります。

会員団体の内訳

事務局	長崎県信用保証協会
幹事団体	14機関
一般会員	17機関
オブザーバー	5機関

令和4年6月15日(水)に令和4年度代表者会議を開催しました。この会議は、加盟団体の代表者の方々にご出席いただき、事業報告や運営方針の決定等を行うものです。

令和2年度および令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し開催を見合わせたことから、実に3年ぶりの開催となりました。

○「魅力発信!ながさき商談会」を開催

令和4年10月18日、19日に県内企業の販路開拓を支援するために、長崎県商工会連合会・日本政策金融公庫・当協会共同で「魅力発信!ながさき商談会2022」を開催しました。

県内企業85社がこだわりの自社製品を展示ブースに並べ、試食等を交えながら県内外のバイヤーとの商談を行いました。首都圏や関西圏を中心とする28社のバイヤーと活発な商談が行われました。



○移住相談会への参加・移住者支援

平成30年9月、長崎県と当協会は「長崎県における移住施策の推進にかかる包括連携に関する協定」を締結し、県と県内21市町及び県内の金融機関や関係団体とのネットワークを活用し早期の創業計画の策定から創業後のフォローアップまでの具体的な相談や金融面での移住希望者への支援を行っています。

主な活動として、県が主催する都市部での移住相談会に当協会職員を派遣しブースを設け、移住創業の事例紹介や創業に係る資金面の相談を行っています。

令和4年度は、東京で1回、WEB形式で2回移住相談会に参加し、3者からの相談に対応しました。

■ 各種経営支援メニューの実施

○利用料無料の経営診断報告書提供サービス

平成30年4月より、経営支援充実の一環として、法人のお客様を対象に当協会の利用の有無に関わらず、「McSS経営診断報告書」を無料で提供するサービスを行っています。

自社の経営診断（健康診断）を行うことで、経営課題解決のツールのひとつとして活用してもらい、当該中小企業者の継続的な事業活動、事業伸展に寄与することを目的としています。



○専門家派遣事業

経営課題解決のため、中小企業診断士等の有資格者（専門家）を派遣し、経営に対するアドバイスをを行う制度です。専門家の派遣回数は5回までで、派遣費用は全額当協会が負担しています。

○経営支援強化促進補助事業

経営の安定に支障が生じており、積極的な経営支援を行うことで経営の改善が見込まれるお客様に対し、保証協会が中小企業診断士等の専門家と連携を図りながら、経営改善計画の策定を支援しています。また、創業先や生産性の向上を目指すお客様へ専門家を派遣し、経営診断・課題解決・指導・助言を行っています。

○経営改善計画策定支援事業にかかる補助事業

国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（経営改善支援センターにて利用受付）を利用された際の経営改善計画策定にかかる費用について一部を補助する事業を行っています。

広報活動

当協会の取り組みや保証制度等についてより多くの方に知ってもらえるよう様々な広報活動を行っています。

○各種広報物の刊行

保証協会の取り組みや業務概況について広く知っていただけるよう四半期ごとに「保証だより」を発行しています。また、年に1回、制度一覧を掲載した「保証利用のご案内」を、さらに平成30年度より、金融機関担当者の皆さま向けに信用保証実務のポイントや、主な保証制度の概要をまとめた「保証協会活用ハンドブック」を作成しています。



○制度パンフレットの発行

新制度の利用推進を図るため、パンフレットを作成し関係機関に配布しています。



○記念誌の刊行

当協会は、令和4年7月5日に創立70周年を迎え、それを記念し70周年記念誌を刊行いたしました。



○ホームページの活用

最新トピックスや、事業概況、保証制度の概要等をタイムリーに掲載しています。また、関係機関専用ページを設けており、当協会で使用する各種様式がダウンロードできます。ぜひご活用ください。

ホームページ
<https://cgc-nagasaki.or.jp>

長崎県信用保証協会

検索



○大学での講義等

地元経済を支える中小企業の現況や、保証協会の仕事を知ってもらうため、大学生向けの講義等を行いました。

オンライン形式による大学生向けの講義

令和4年12月6日に長崎大学経済学部にて、PowerPointの録画機能等を用いた動画形式の講義を行いました。「金融論」の一環として、「中小企業・小規模事業者の現状と保証協会の役割」について説明しました。

長崎県立大学主催の学内合同業界セミナーへの参加

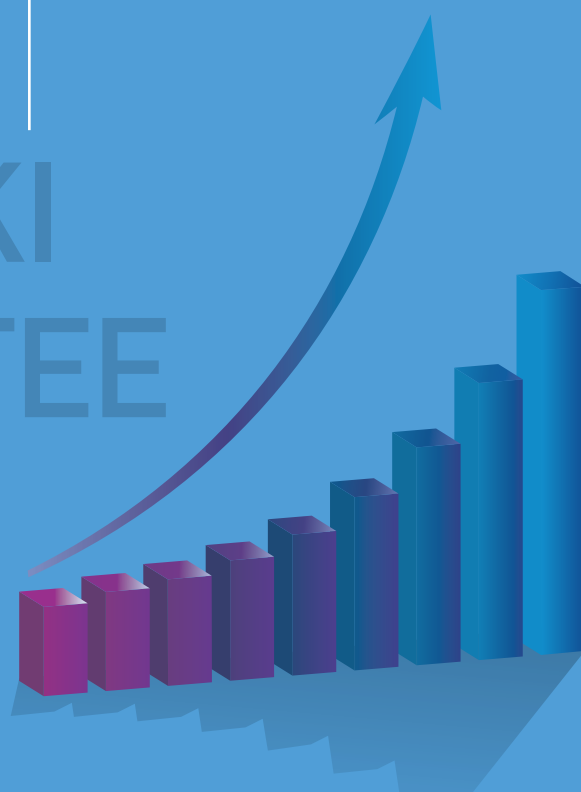
令和4年9月29日に長崎県立大学主催の「学内合同業界セミナー」に、同大学の卒業生である当協会職員が参加し、学生に対し中小企業の現状や保証協会の役割等についての説明を行いました。

「1Dayお仕事体験会」の開催

8月から9月にかけて、大学生を対象として「1Dayお仕事体験会」を3回開催しました。計11名の学生にご参加いただき、保証協会の役割について説明を行い、保証審査の疑似体験や若手職員との座談会を行いました。

信用保証等の 動向

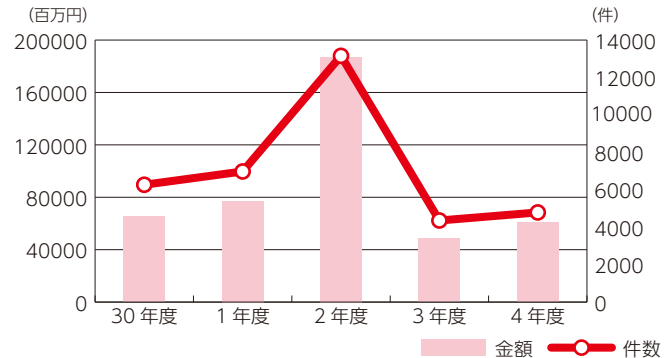
NAGASAKI GUARANTEE REPORT 2023



◆保証承諾

(単位：百万円、%)

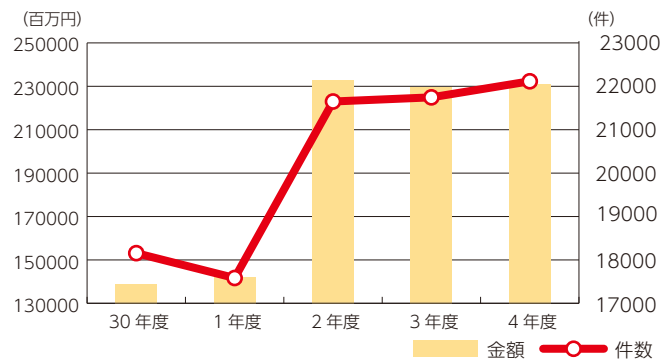
年度	件数	金額	前年度比
30年度	6,268	65,241	90.4
1年度	6,977	77,208	118.3
2年度	13,154	187,053	242.3
3年度	4,358	48,637	26.0
4年度	4,789	60,839	125.1



◆保証債務残高

(単位：百万円、%)

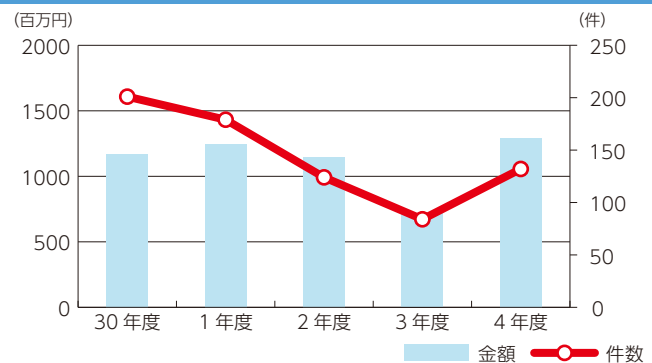
年度	件数	金額	前年度比
30年度	18,146	138,814	94.4
1年度	17,577	142,018	102.3
2年度	21,618	232,896	164.0
3年度	21,713	229,840	98.7
4年度	22,081	230,998	100.5



◆代位弁済

(単位：百万円、%)

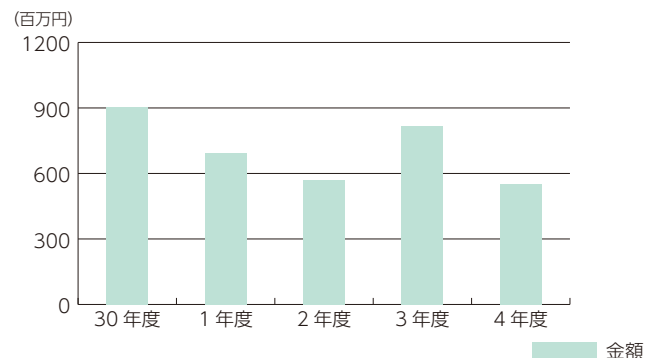
年度	件数	金額	前年度比
30年度	201	1,171	116.3
1年度	179	1,247	106.5
2年度	124	1,150	92.2
3年度	84	717	62.4
4年度	132	1,295	180.5



◆回収(元損金)

(単位：百万円、%)

年度	金額	前年度比
30年度	905	127.3
1年度	692	76.4
2年度	572	82.7
3年度	817	142.8
4年度	553	67.8

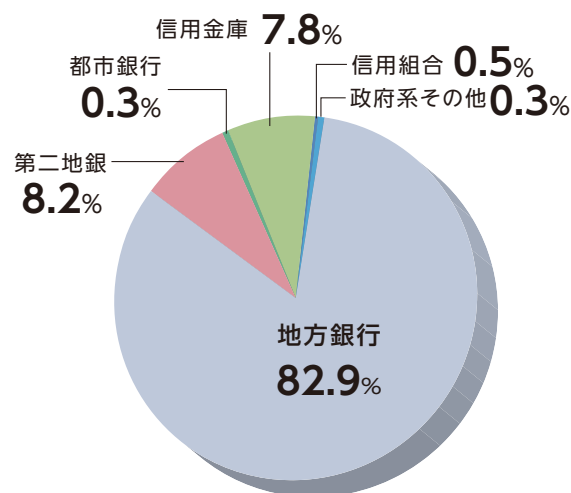


*金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。

◆金融機関群別保証承諾

(単位：百万円、%)

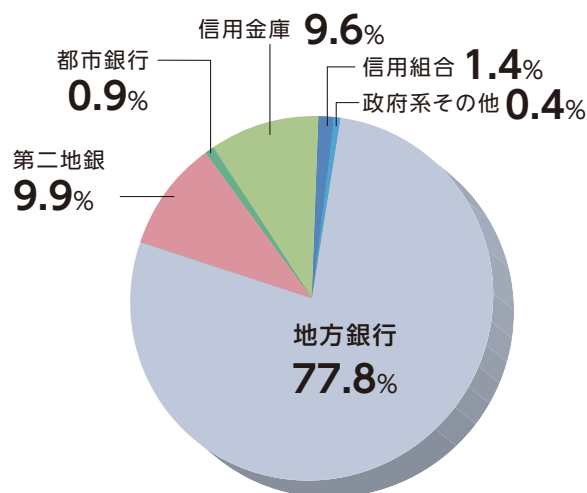
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
地方銀行	3,602	50,450	132.4	82.9
第二地銀	501	4,999	97.0	8.2
都市銀行	7	162	80.2	0.3
信用金庫	620	4,734	100.5	7.8
信用組合	48	327	74.5	0.5
政府系その他	11	167	1,225.2	0.3
合 計	4,789	60,839	125.1	100.0



◆金融機関群別保証債務残高

(単位：百万円、%)

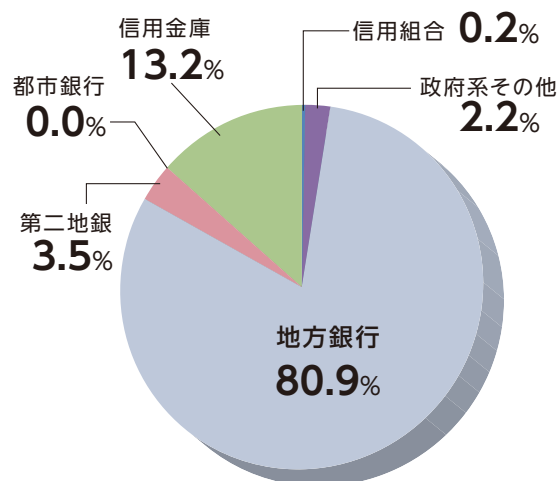
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
地方銀行	15,917	179,640	101.1	77.8
第二地銀	2,371	22,938	99.9	9.9
都市銀行	59	2,018	94.3	0.9
信用金庫	3,229	22,163	97.8	9.6
信用組合	413	3,271	100.5	1.4
政府系その他	92	966	84.4	0.4
合 計	22,081	230,998	100.5	100.0



◆金融機関群別代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
地方銀行	100	1,047	230.6	80.9
第二地銀	10	46	101.4	3.5
都市銀行	0	0	—	0.0
信用金庫	18	171	80.7	13.2
信用組合	2	3	43.5	0.2
政府系その他	2	28	<	2.2
合 計	132	1,295	180.5	100.0



*金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

*「>」は、昨年度実績があり、今年度実績がないことを示しています。

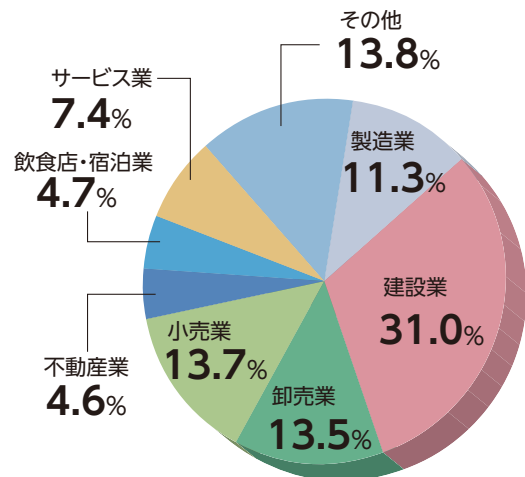
「<」は、昨年度実績がなく、今年度実績があることを示しています。

「—」は、昨年度も今年度も実績がないことを示しています。

◆業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

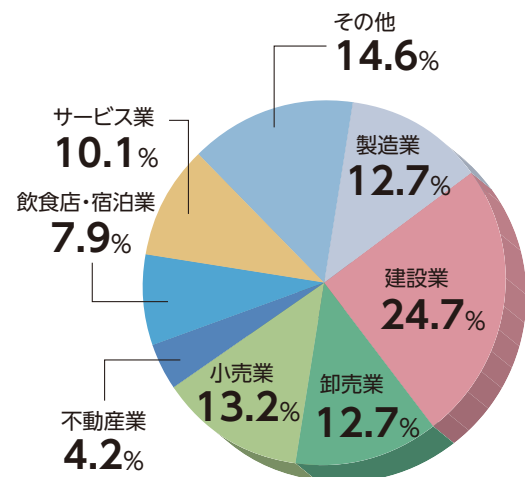
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	442	6,866	130.2	11.3
建 設 業	1,397	18,867	136.5	31.0
卸 売 業	484	8,228	118.6	13.5
小 売 業	713	8,303	126.8	13.7
不 動 産 業	217	2,821	116.2	4.6
飲食店・宿泊業	371	2,828	99.8	4.7
サービス業	565	4,519	105.7	7.4
そ の 他	600	8,407	129.1	13.8
合 計	4,789	60,839	125.1	100.0



◆業種別保証債務残高

(単位：百万円、%)

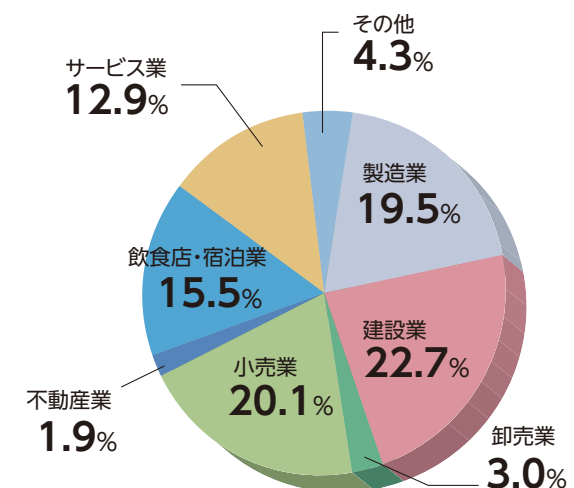
区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	2,101	29,290	98.5	12.7
建 設 業	5,294	57,095	101.9	24.7
卸 売 業	2,057	29,215	101.4	12.7
小 売 業	3,378	30,411	101.2	13.2
不 動 産 業	1,044	9,633	104.6	4.2
飲食店・宿泊業	2,359	18,271	97.8	7.9
サービス業	3,060	23,345	97.3	10.1
そ の 他	2,788	33,740	101.4	14.6
合 計	22,081	230,998	100.5	100.0



◆業種別代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	件 数	金 額	前年度比	構成比
製 造 業	16	253	417.2	19.5
建 設 業	33	293	85.0	22.7
卸 売 業	5	39	45.3	3.0
小 売 業	34	261	206.3	20.1
不 動 産 業	1	25	1417.3	1.9
飲食店・宿泊業	23	201	980.4	15.5
サービス業	12	167	598.6	12.9
そ の 他	8	56	115.5	4.3
合 計	132	1,295	180.5	100.0



*金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。

◆地区別承諾・保証債務残高・代位弁済

(単位：百万円・%)

地区名	保証承諾 当年度中				保証債務残高				代位弁済 当年度中			
	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
長崎市	1,567	18,220	121.5	29.9	7,037	73,826	99.4	32.0	50	619	576.6	47.8
佐世保市	718	9,028	112.5	14.8	4,128	44,962	96.5	19.5	26	268	99.1	20.7
島原市	187	2,451	139.7	4.0	843	9,298	105.0	4.0	1	3	18.9	0.2
諫早市	554	7,568	125.4	12.4	2,567	27,295	102.7	11.8	19	113	1629.1	8.7
大村市	318	4,308	139.0	7.1	1,520	15,945	101.8	6.9	12	54	<	4.2
平戸市	119	1,295	160.5	2.1	467	4,215	103.4	1.8	2	4	<	0.3
松浦市	62	933	345.6	1.5	289	2,925	110.6	1.3	0	0	>	0.0
対馬市	133	1,598	102.2	2.6	448	5,044	101.3	2.2	5	127	639.6	9.8
壱岐市	81	1,359	101.3	2.2	351	4,328	108.1	1.9	1	8	99.8	0.6
五島市	157	1,572	109.3	2.6	501	3,820	101.6	1.7	0	0	>	0.0
西海市	104	1,145	105.4	1.9	384	3,726	100.3	1.6	0	0	－	0.0
雲仙市	211	3,869	222.2	6.4	728	9,190	101.4	4.0	4	20	53.9	1.6
南島原市	176	2,347	97.6	3.9	744	7,840	106.3	3.4	2	18	104.6	1.4
【市計】	4,387	55,692	125.0	91.5	20,007	212,414	100.4	92.0	122	1,234	191.9	95.3
長与町	75	927	130.3	1.5	472	3,801	104.0	1.6	4	33	116.1	2.5
時津町	116	1,804	162.1	3.0	514	5,706	109.8	2.5	2	15	<	1.1
【西彼杵郡計】	191	2,731	149.7	4.5	986	9,507	107.4	4.1	6	47	167.9	3.7
東彼杵町	30	406	122.7	0.7	109	1,070	92.7	0.5	1	4	4327.6	0.3
川棚町	28	208	119.8	0.3	180	1,232	93.0	0.5	1	2	19.0	0.1
波佐見町	65	801	115.9	1.3	334	3,058	97.1	1.3	0	0	>	0.0
【東彼杵郡計】	123	1,415	118.4	2.3	623	5,360	95.2	2.3	2	6	13.0	0.5
小値賀町	10	43	78.6	0.1	39	154	103.7	0.1	0	0	－	0.0
佐々町	40	412	96.8	0.7	228	1,896	94.9	0.8	2	7	<	0.6
【北松浦郡計】	50	455	94.7	0.7	267	2,050	95.5	0.9	2	7	<	0.6
新上五島町	38	546	95.1	0.9	198	1,667	101.4	0.7	0	0	－	0.0
【南松浦郡計】	38	546	95.1	0.9	198	1,667	101.4	0.7	0	0	－	0.0
【郡計】	402	5,147	126.4	8.5	2,074	18,584	101.7	8.0	10	61	81.7	4.7
合 計	4,789	60,839	125.1	100.0	22,081	230,998	100.5	100.0	132	1,295	180.5	100.0

*金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。

*「>」は、昨年度実績があり、今年度実績がないことを示しています。

「<」は、昨年度実績がなく、今年度実績があることを示しています。

「－」は、昨年度も今年度も実績がないことを示しています。

◆ 制度別承諾・保証債務残高・代位弁済

(単位：百万円・%)

	保証制度	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
主体別	全制度	4,789	60,839	125.1	100.0	22,081	230,998	100.5	100.0	132	1,295	180.5	100.0
	協会制度	2,252	35,909	201.0	59.0	5,432	66,133	117.1	28.6	30	386	283.7	29.8
	県制度	1,869	21,529	77.6	35.4	13,666	153,521	95.2	66.5	76	770	142.7	59.4
	市町制度	668	3,400	112.3	5.6	2,983	11,344	93.2	4.9	26	139	331.8	10.8
種類別	創業	224	1,178	105.8	1.9	994	3,365	109.3	1.5	12	44	125.9	3.4
	小企業	272	1,097	103.0	1.8	1,127	2,633	107.6	1.1	8	17	85.0	1.3
	当貸・カード	436	5,980	92.2	9.8	885	11,310	94.5	4.9	4	19	<	1.5
	タンカツ	287	3,473	66.5	5.7	269	3,152	61.2	1.4	0	0	-	0.0
	事業性評価	25	817	172.3	1.3	97	2,363	102.9	1.0	1	16	<	1.2
	事業承継	4	51	230.5	0.1	17	284	104.9	0.1	0	0	-	0.0
	コロナ	710	8,124	41.0	13.4	10,571	134,356	93.6	58.2	55	654	172.2	50.5
制度別	伴走特別	210	6,164	4657.0	10.1	131	3,842	3175.8	1.7	0	0	-	0.0
	エクセレント	132	3,337	103.8	5.5	217	5,638	97.0	2.4	0	0	-	0.0
	わくわく500	0	0	>	0.0	15	53	52.3	0.0	0	0	-	0.0
	マル優長期	64	1,057	211.9	1.7	356	4,001	95.8	1.7	1	21	<	1.6
	タンカツW	0	0	-	0.0	1	4	8.0	0.0	0	0	-	0.0
	県経営安定(長期設備)	23	550	168.6	0.9	216	3,226	95.8	1.4	1	6	<	0.5
	県地方創生	5	168	<	0.3	39	1,182	107.5	0.5	0	0	-	0.0
	わくわくミニ	64	111	71.2	0.2	149	256	98.8	0.1	1	2	<	0.2
	税理士連携TAG	10	108	21.5	0.2	9	98	19.5	0.0	0	0	-	0.0
	SYOUIKEI	0	0	-	0.0	4	149	93.8	0.1	0	0	-	0.0
	県事業承継	0	0	>	0.0	4	26	73.2	0.0	0	0	-	0.0
	事業性評価みらい	14	644	260.4	1.1	49	1,673	105.9	0.7	0	0	-	0.0
	わくわく700	88	332	119.2	0.5	157	580	89.4	0.3	3	17	<	1.3
	財務要件型無保証人	0	0	-	0.0	4	67	69.5	0.0	0	0	-	0.0
	タンカツGO	287	3,473	66.5	5.7	268	3,148	61.8	1.4	0	0	-	0.0
	全力応援保証	0	0	-	0.0	1,243	9,334	73.7	4.0	3	15	124.2	1.2
	承継特別	2	27	<	0.0	3	49	171.3	0.0	0	0	-	0.0
	県緊急支援(コロナ)	710	8,124	65.0	13.4	2,192	28,618	111.0	12.4	19	305	229.2	23.6
	県コロナ	0	0	>	0.0	8,022	99,615	90.1	43.1	35	329	133.5	25.4
	伴走特別	0	0	>	0.0	5	108	89.6	0.0	0	0	-	0.0
	改善サポ感染	8	210	104.9	0.3	7	343	171.3	0.1	0	0	-	0.0
	県伴走特別	210	6,164	<	10.1	126	3,733	<	1.6	0	0	-	0.0
	県地方創生SDGs	5	168	<	0.3	5	158	<	0.1	0	0	-	0.0
	JSパートナー	1,126	19,205	<	31.6	1,051	18,072	<	7.8	1	1	<	0.1
	ABL保証	6	249	73.7	0.4	7	289	85.5	0.1	0	0	-	0.0
	特定社債	3	160	33.3	0.3	34	1,860	74.6	0.8	0	0	-	0.0
	県経営安定	167	1,226	111.8	2.0	1,042	4,937	76.1	2.1	7	59	120.3	4.5
	県経営安定(短期)	194	1,491	76.1	2.5	97	751	81.9	0.3	0	0	>	0.0
	県地域産業支援	164	1,134	111.7	1.9	652	2,680	89.3	1.2	0	0	>	0.0

* 種類別、制度別は主なもののみ掲載しております。

* 金額、比率については、四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります。

* 「>」は、昨年度実績があり、今年度実績がないことを示しています。
「<」は、昨年度実績がなく、今年度実績があることを示しています。
「-」は、昨年度も今年度も実績がないことを示しています。

令和4年度 決算報告

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2023



(1) 貸借対照表

(令和5年3月31日現在 単位：千円)

借 方	
科 目	金 額
現 金	45
現 金	45
小 切 手	—
預 け 金	9,839,048
当 座 預 金	22,359
普 通 預 金	1,116,840
通 知 預 金	—
定 期 預 金	8,687,000
郵 便 貯 金	12,850
金 銭 信 託	—
有 価 証 券	23,867,091
国 債	—
地 方 債	6,186,763
社 債	17,677,329
株 式	3,000
受 益 証 券	—
新 株 予 約 権	—
フ ァ ン ド 出 資	—
譲 渡 性 預 金	—
そ の 他	—
動 産 ・ 不 動 産	564,159
事 業 用 不 動 産	537,483
事 業 用 動 産	26,675
所有動産・不動産	—
建 設 仮 勘 定	—
損 失 補 償 金 見 返	—
保 証 債 務 見 返	230,998,078
求 償 権	308,485
譲 受 債 権	—
雑 勘 定	508,774
仮 払 金	5,608
保 証 金	—
厚 生 基 金	42,666
連 合 会 勘 定	31
未 収 利 息	39,801
有価証券未収入金	—
未 経 過 保 険 料	420,668
合 計	266,085,681

貸 方	
科 目	金 額
基 本 財 産	22,218,459
基 金	8,021,449
基 金 準 備 金	14,197,010
制 度 改 革 促 進 基 金	137,548
収 支 差 額 変 動 準 備 金	5,527,266
その他有価証券評価差額金	—
責 任 準 備 金	1,483,194
求 償 権 償 却 準 備 金	94,070
退 職 給 与 引 当 金	628,004
損 失 補 償 金	—
保 証 債 務	230,998,078
求 償 権 補 填 金	—
保 険 金	—
損 失 補 償 補 填 金	—
借 入 金	—
長 期 借 入 金	—
(うち日本政策金融公庫分)	—
短 期 借 入 金	—
(うち日本政策金融公庫分)	—
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	—
雑 勘 定	4,999,061
仮 受 金	3,846
保 険 納 付 金	23,787
損 失 補 償 納 付 金	20,100
未 経 過 保 証 料	4,949,872
未 払 保 険 料	1,030
未 払 費 用	425
有価証券未払金	—
合 計	266,085,681

貸借対照表

用語解説

現金・預け金

保証の利用を促進するため、金融機関へ預託しています。

有価証券

安全有利な資金運用を行うため、社債、地方債等保有しています。

求償権

金融機関に代位弁済し取得した求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収金並びに償却分（保険金、損失補償金、自己償却分）を控除したものです。

未経過保険料

日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌年度に係る分を計上しています。

借方

現金・
預け金

有価証券

不動産等

求償権

未経過
保険料

その他

貸方

基本財産

制度改革促進基金

収支差額
変動準備金

責任準備金

求償権償却準備金

退職給与引当金

求償権補てん金

未経過
保証料

未払保険料

その他

基本財産

一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

制度改革促進基金

責任共有制度によって生じた損失を優先的に処理するために国から交付されており、一定の範囲内で取崩しが可能です。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。

責任準備金

将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務に対して一定の割合で積み立てています。

未経過保証料

受入保証料のうち、翌年度以降に係る部分を計上しています。

*保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この表からは、除いています。

(2) 収支計算書

支 出 の 部	
科 目	金 額
経 常 支 出	1,810,608
業 務 費	862,023
役 職 員 給 与	464,451
退職給与引当金繰入	47,155
そ の 他 人 件 費	106,200
旅 費	3,238
事 務 費	106,396
賃 借 料	50,377
動産・不動産償却	15,480
信 用 調 査 費	3,729
債 権 管 理 費	16,319
指 導 普 及 費	23,179
負 担 金	25,499
借 入 金 利 息	—
信 用 保 険 料	948,585
責任共有負担金納付金	—
雑 支 出	—
経 常 収 支 差 額	605,985
経 常 外 支 出	2,835,157
求 償 権 償 却	1,256,889
譲 受 債 権 償 却	—
雑 勘 定 償 却	1,003
有価証券評価損	—
有価証券売却損	—
退 職 金	—
責任準備金繰入	1,483,194
求償権償却準備金繰入	94,070
そ の 他 支 出	—
経 常 外 収 支 差 額	-96,281
制度改革促進基金取崩額	50,546
収支差額変動準備金取崩額	—
当 期 収 支 差 額	560,250
収支差額変動準備金繰入額	280,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	280,250

(令和4年4月1日～令和5年3月31日 単位：千円)

収 入 の 部	
科 目	金 額
経 常 収 入	2,416,593
保 証 料	2,030,649
預 け 金 利 息	191
有価証券利息・配当金	205,885
調 査 料	—
延 滞 保 証 料	—
損 害 金	20,642
事 務 補 助 金	9,357
責任共有負担金	125,094
雑 収 入	24,775
経 常 外 収 入	2,738,876
償却求償権回収金	81,605
責任準備金戻入	1,427,936
求償権償却準備金戻入	91,882
求償権補填金戻入	1,137,453
保 険 金	1,058,195
損失補償補填金	79,258
有価証券評価益	—
有価証券売却益	—
補 助 金	—
そ の 他 収 入	—

収支計算書

用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却

年度末求償権のうち回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金残額等を計上しています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸し倒れ引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てます。

求償権償却準備金繰入

資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難額を見積もって、一定の割合を積み立てます。

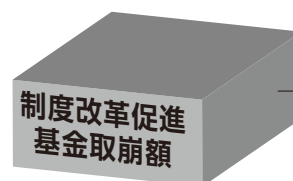
当期収支差額

全額を基本財産または収支差額変動準備金に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な財産の充実を図ります。

支出



収入



保証料

保証ご利用の際に中小企業の皆様にご負担いただく保証料で、当該決算期間に対応する額が計上されます。

預け金利息、有価証券利息配当金

金融機関に預け入れた預金の受取利息と有価証券等からの受取利息配当金です。

責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が、過去の制度利用実績(代位弁済等)に応じて協会に納める負担金を計上しています。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体・保証協会連合会から受領した損失補償金からなっています。

制度改革促進基金取崩額

平成17年4月以降に保証した部分保証制度、平成19年10月以降保証した負担金方式による責任共有制度によって生じた求償権の自己償却額の一部及び責任共有制度の導入・促進並びに保険料率見直しのためのシステムに係る減価償却費を取り崩しています。

(3) 財産目録

(令和5年3月31日現在 単位：千円)

資 産	
科 目	金 額
現 金	45
預 け 金	9,839,048
金 銭 信 託	－
有 価 証 券	23,867,091
動 産 ・ 不 動 産	564,159
損失補償金見返	－
保証債務見返	230,998,078
求 償 権	308,485
譲 受 債 権	－
雑 勘 定	508,774
合 計	266,085,681

負 債	
科 目	金 額
その他有価証券評価差額金	－
責 任 準 備 金	1,483,194
求償権償却準備金	94,070
退職給与引当金	628,004
損 失 補 償 金	－
保 証 債 務	230,998,078
求 償 権 補 填 金	－
借 入 金	－
雑 勘 定	4,999,061
合 計	238,202,407
正 味 財 産	27,883,273

経営計画

■令和4年度の経営計画の評価

■令和5年度経営計画

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2023



令和4年度の経営計画の評価

1. 業務概況

(1) 県内の経済動向

令和4年度の長崎県の経済動向は、全体として持ち直してきているものの、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます）の影響による厳しさが残る中、一部に物価上昇の影響が見られ、海外経済・金融を巡る不確実性の高まりも懸念されました。

設備投資は増加していますが、公共投資は弱めの動きとなりました。個人消費は持ち直しており、観光関連はこのところ回復のペースが速まっています。生産は電子部品・デバイスの好調を主因に増加しています。企業倒産はいまだ低水準ですが増加しつつあります。

(2) 中小企業向け融資の動向

県内主要金融機関の中小企業向け貸出残高は、前年度を上回りました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

各種施策により回復してきていますが、厳しい状況は続いています。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

県全体としては増加していますが、中小企業の設備投資はやや減少しました。

(5) 県内の雇用情勢

労働需給の引き締まりが進み、人手不足感が強くなりました。

2. 事業概況

令和4年度 業務数値

（単位：件、百万円、％）

項目	件 数		金 額		計 画 値 (金 額)	計画比
	年度	対前年度 実績比		対前年度 実績比		
保 証 承 諾	4,789	109.9	60,839	125.1	46,000	132.3
保証債務残高	22,081	101.7	230,998	100.5	219,115	105.4
代 位 弁 済	132	157.1	1,295	180.5	1,000	129.5
実 際 回 収	76	110.1	553	67.8	350	158.2

※代位弁済は元利合計。

令和4年度は、全体として持ち直してきているものの、コロナの影響による厳しさが残る中、一部に物価上昇の影響が見られ、海外経済・金融を巡る不確実性の高まりを受け、依然として厳しい経営状況に置かれている中小企業に対して、迅速かつ柔軟な資金繰り支援に継続的に取り組みました。

「伴走支援型特別保証」の制度拡充が行われる前、コロナの影響がいまだ収束しない状況下において疑似資本的な資金を提供する提携保証を創設し保証承諾19,205百万円（承諾構成比31.6％）の実績となりました。また、令和5年度に利息の補助が終了し返済本格化を迎える「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証」の借換ニーズ等に対応するべく、1月10日に制度拡充された「伴走支援型特別保証」の申込も急増し保証承諾6,164百万円（承諾構成比10.1％）の実績となりました。この両制度の伸長により保証承諾60,839百万円（計画比132.3％、対前年度比125.1％）、保証債務残高230,998百万円（計画比

105.4%、対前年度比100.5%)と、ともに計画及び前年度実績を上回りました。

一方、代位弁済は1,295百万円(計画比129.5%、対前年度比180.5%)と増加したものの、依然として低水準となりました。

実際回収は、有担保求償権の減少及び第三者保証人がいない求償権の増加、破産手続等法的整理の増加等による求償権の劣化など厳しい回収環境が続いている中、地道な回収努力を継続し553百万円(計画比158.2%、対前年度比67.8%)と前年度実績を下回ったものの、計画は上回りました。

3. 決算概要

令和4年度 収支実績

(単位：百万円、%)

項 目	計 画	実 績	対前年度 実績比	計画比
経 常 収 入	2,345	2,417	95.7	103.1
経 常 支 出	1,831	1,811	101.8	98.9
経 常 収 支 差 額	514	606	81.0	117.9
経 常 外 収 入	2,404	2,739	131.1	113.9
経 常 外 支 出	2,413	2,835	134.2	117.5
経 常 外 収 支 差 額	△ 9	△ 96	—	1,058.0
制度改革促進基金取崩額	59	51	134.8	85.5
収支差変動準備金取崩	0	0	—	—
当 期 収 支 差 額	564	560	69.1	99.4
基 本 財 産 繰 入	283	280	69.0	99.1

令和4年度 財務実績

(単位：百万円、%)

項 目		計 画	実 績	対前年度 実績比	計画比
期 末 基 本 財 産	基 金	8,021	8,021	100.0	100.0
	基金準備金	14,195	14,197	102.1	100.0
	合 計	22,217	22,218	101.3	100.0
制 度 改 革 促 進 基 金 造 成		0	0	－	－
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩		59	51	134.8	85.5
制度改革促進基金期末残高		126	138	73.1	109.2
収支差額変動準備金繰入		0	0	－	－
収支差額変動準備金取崩		0	0	－	－
収支差額変動準備金期末残高		5,515	5,527	104.4	100.2

令和4年度の収支について、経常収支は、保証債務平均残高の減少により保証料収入が減少し経常収入は減少したものの計画を上回りました。一方、経常支出は保証債務平均残高の減少に伴い信用保険料は減少しましたが、業務費はコロナが落ち着き始めたこと等により業務活動を推進したため増加し、経常収支差額は606百万円(計画額514百万円)と計画を上回りました。

また、経常外収支は、期末保証債務残高がほぼ前年度並みとなったことから、責任準備金の繰入と戻入が

同額程度となり均衡しましたが、償却求償権回収金は計画を上回ったものの、自己償却が増加したこと等により経常外収支差額は△96百万円(計画額△9百万円)と計画を下回りました。

この結果、制度改革促進基金取崩額51百万円を加えた当期収支差額は560百万円(計画額564百万円)となり、おおむね計画通りとなりました。

なお、当期収支差額の処理については、280百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残り280百万円を基金準備金に繰り入れました。

基本財産は、当期収支差額560百万円のうち280百万円を基金準備金に繰り入れたことにより、期末の基金準備金は14,197百万円となり、基本財産総額は22,218百万円となりました。

また、制度改革促進基金は、51百万円を取り崩した結果、期末残高138百万円となり、収支差額変動準備金は、当期収支差額のうち280百万円を繰り入れたことにより、期末残高5,527百万円となりました。

4. 重点課題への取り組み状況

(1) 保証部門

① コロナ拡大の影響を受けている中小企業への資金繰り支援、経営改善・生産性向上支援・事業再構築等支援

コロナの影響に加え、物価上昇等の影響で業況回復が遅れ経営に支障をきたしている中小企業への支援として、コロナ制度のモニタリング報告に基づくフォローアップを実施しました。経営支援部門と協力・分担して金融機関訪問等を行い、企業の資金繰り状況や資金ニーズの把握に努めると同時に、金融機関との情報共有を図り、「伴走支援型特別保証」等による資金繰り支援のほか、必要な支援に取り組みました。

また、ウィズコロナ下での事業再構築や事業転換を図る企業には、事前協議段階から金融機関との情報共有、協力を図り、柔軟かつ積極的に保証対応することで、企業の課題解決や生産性向上に向けた支援に努めました。

実地調査や面談、McSS(経営診断報告書)の提供等、中小企業と直接対話する機会を増やし、企業の特性や強み、経営課題を把握した上で、柔軟かつ積極的な保証支援に取り組みました。

保証承諾及び保証債務残高いずれにおいても計画を上回り、中小企業の資金繰り支援、生産性向上に寄与することができました。

② 中小企業の資金ニーズに合わせた、融資・保証における金融機関と連携した適切な協調支援

来会相談や店舗訪問を通して、金融機関と情報共有を図り、コロナの影響がまだ収束しない状況下において疑似資本的な資金を提供する提携保証や、令和5年度に利息の補助が終了し返済本格化を迎える「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証」の借換ニーズに対応する「伴走支援型特別保証」等により、ウィズコロナ下における中小企業の資金繰り支援に努めました。

また、プロパー支援が必要と判断される企業について、適切なプロパー協調融資を依頼、対応するなど、金融機関との連携した支援に取り組みました。

③ 政策保証の周知と利便性

各種広報媒体等を活用し各種政策保証の周知を図りつつ、金融機関や地方公共団体と利便性向上を図るために意見交換を行いました。

県の保証制度においては、「伴走支援型特別保証」の県制度創設やその他制度の改善要望を行い、利便性向上に繋がりました。

④ 金融機関との連携の取組

コロナ感染状況を鑑み、金融機関合同研修会の開催は見送りましたが、個々の金融機関と内部研修会へのリモート参加や業務研修会、情報交換会の開催などを行ったほか、来会相談や店舗訪問における日常的な対話を通じて、情報交換や連携強化に取り組みました。

(2) 期中管理・経営支援部門

① ウィズコロナ下での中小企業の経営改善、生産性向上、事業再構築、事業再生の促進に関する取組の推進

ウィズコロナ下での支援として、金融機関から受領する業況報告書を基にしたコロナ関連保証利用企業へのモニタリング・フォローアップをはじめ、金融機関と連携した条件変更、借換え等の資金繰り支援、本業改善に取り組む企業に専門家派遣等、各種経営支援メニューでの対応を行いました。モニタリング・フォローアップの実施については、令和4年度から経営支援部門に加え保証部門においても実施し強化を図りました。金融機関から報告を受けた、年間8,752件、4,048企業のモニタリング報告書をもとに、報告内容を確認の上、1,562企業(前年度比135.7%)の抽出を行い、フォローアップを実施しました。この内298企業(前年度比254.7%)については、返済緩和の条件変更や保証対応による資金繰り支援、専門家派遣事業による支援を行っています。

中小企業支援機関との連携強化を図るべく「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」において、5月に実務責任者会議をWEB形式にて開催、6月には3年ぶりに代表者会議を対面形式で開催し、参加したネットワーク幹事団体間での情報共有・意見交換を行いました。また、金融機関及び中小企業支援機関と連携した経営支援・再生支援を行うためのバンクミーティングへの参加を年間164回、経営サポート会議の開催を年間22回、協会独自の専門家派遣事業を9企業、支援実施後のフォローアップを10企業に実施し、長崎県商工会連合会・日本政策金融公庫との共催による「魅力発信!ながさき商談会」(出展中小企業者85社、バイヤー28社が参加)を開催し新規取引先とのマッチングに寄与する等、各種経営支援メニューの提案・活用に繋がりました。

なお、9月には九州経済産業局、中小企業活性化協議会と「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結し、同協議会の利用を提案し事前相談や一次対応相談を行い必要な支援に繋ぐとともに、自力再生が困難な事業者については同協議会の支援スキームによる抜本再生にも取り組みました。

一方で事故報告受付は、徐々に和らぎつつあるものの長期に亘ったコロナの影響に加え、物価上昇等の影響もあり、347件、3,470百万円(対前年度比206.6%)と増加し、代位弁済についても、132件、1,295百万円(対前年度比180.5%)と、増加しました。

② 経営支援強化促進事業による経営支援の推進

当協会の保証を利用し創業した企業、経営の安定に支障が生じている企業及び生産性向上に努める企業の中から60企業に対し企業訪問を行い、うち、外部専門家を活用した創業者支援を2企業(計画比100%)、生産性向上支援を5企業(計画比100%)、経営改善計画策定支援を14企業(計画比93.3%)に対して実施し企業の経営改善を積極的に支援しました。

また、過年度に支援した企業のうち28企業に対してモニタリングを実施し、計画の進捗や改善の状況を確認の上、必要に応じてアドバイスをを行いました。

③創業支援

地方公共団体、金融機関、商工関係団体等と連携した結果、創業相談件数251件、創業保証件数224件、金額1.178百万円の実績となり、また、創業保証利用の企業の中から103企業に対して創業後の業況把握や経営相談等のフォローアップの実施、及び、経営支援強化促進事業を活用した創業者支援を2企業に行う等、創業支援に努めました。

地方公共団体や商工会議所が主催する創業セミナー・創業塾への参加・講師派遣を9回実施したほか、金融機関との共催による専門学校向けの創業セミナーを2回開催、及び、福岡県、熊本県、長崎県の保証協会3協会と福岡銀行、十八親和銀行、熊本銀行のFFGグループ金融機関3行、日本政策金融公庫との共催で創業・経営支援セミナーを1回開催するなど、これから創業する方や既に事業を行っている方への支援や、学生等に対する金融教育や創業マインドの醸成に取り組みました。

また、移住相談会については、東京で1回、WEB開催の相談会に2回参加し3者からの相談に対応しました。

④事業承継への取組

事業承継の問題を抱える中小企業に対しては、金融機関と連携し4件(51百万円)の事業承継資金の保証承諾を行いました。

長崎県事業承継・引継ぎ支援センターの関係機関連絡会議や「事業承継セミナー」等に年間14回出席し、金融機関や中小企業支援機関との情報交換を行い、「事業承継特別保証」等について、金融機関へ説明し周知を図りました。

⑤経営支援の効果的な実施に向けた検証

平成30年11月に中小企業庁より、経営支援の効果を検証するために必要なデータの蓄積、及び、蓄積されたデータに基づいた効果検証の試行・準備に取り組むことが示され、令和6年度からの中期事業計画と年度経営計画において、経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値を明記することとされています。

経営支援の効果検証については、「AD会議・経営サポート会議・バンクミーティング開催による支援」、「専門家派遣事業による支援」、「経営改善計画策定支援補助事業による支援」の3事業、及び、「返済緩和による支援」について、決算内容の前年比較を行い、売上高の増減、経常利益の増減、CRDカテゴリの推移を分析し、効果検証を行いました。

経営支援の効果的な実施に向け、定量的な効果検証の指標及び目標値設定(令和6年度計画への明記)の検討を続けています。

(3)回収部門

①回収の早期着手

本所や佐世保支所の期中管理部門と連携し、再生案件や担保処分等の回収方針を早期策定し、可能な範囲での交渉手段による初動対応を実施し、早期回収に繋がりました。

② 求償権の適切な状況把握と回収方針の進捗管理の徹底

実地調査・訪問による交渉に加え、電話や郵便による交渉を実施し求償権関係人の実態把握に努め、必要に応じて法的措置を踏まえた効率的な管理回収に努めました。

今年度は、昨年度のような大口の破産配当や別除権協定による回収はなく、実際回収額は553百万円(前年度実績額817百万、対前年度比67.75%)と減少したものの、計画額350百万円に対しては今年度も大きく上回る結果となりました。

③ 「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインを利用した保証債務免除要請に対して10件の対応を実施しました。また、継続的に定期入金を行っている保証人に対する一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを利用した保証債務免除の打診を行い、今年度は120件の保証債務免除を行いました。

④ 事業継続・事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

求償権先からの再生支援要請に対して、再生計画の内容を精査し、関係機関と連携しながら求償権放棄を1企業1件に実施、第二会社方式による事業再生を5企業9件に実施し、再生支援に努めました。また、今年度は求償権消滅保証の実績はありませんでしたが、事業継続中の求償権先には、決算書の提出を依頼し、消滅保証の対応が可能と思われる先に対しては、相談可能な旨を説明するなど、金融の正常化に努めました。

⑤ 管理事務停止・求償権整理の推進

「回収部門における基本ポリシー」に基づき、管理事務停止を869件6,609百万円(対前年度比件数119.7%、金額142.0%)、求償権整理を527件3,676百万円(対前年度比件数100.0%、金額125.6%)実施しました。

(4) その他間接部門

① 内部管理体制の強化

当協会のコロナ対策として、協会機能の維持に万全を期すため、昨年に引き続き長崎県の施策に基づいた上で、継続的に消毒、換気、行動制限、出勤停止等の感染対策を徹底した結果、感染者が複数名発生しましたが、対策の効果もあり職場内での感染拡大や業務への影響はありませんでした。

また、令和4年4月1日より順次施行される育児・介護休業法改正に合わせ育児・介護休業等に関する規程の改定を行い、職員の多様な働き方に対応できる職場環境づくりに努めました。

組織改正においては、信用保証業務の電子化、モニタリング等の新たな取組に機動的に本部機能を発揮するため、保証課から事務部門を分離し、保証事務課を設置するとともに、経営支援課と経営支援強化促進事業推進グループの連携を強化するため、経営支援強化促進事業推進グループを専門家派遣推進グループに改称し、協会独自の専門家派遣事業にも従事できることとし、経営支援課も経営支援強化促進事業に係る創業者支援に従事できることとしました。

なお、ポストコロナ下での経営改善や事業再構築などの収益力改善に向けた本業支援に、より一層取り組める組織体制を構築するため、次年度に向けた検討を行いました。

②コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンス・プログラムを着実に実践し、コンプライアンス・チェックシートによる意識調査、不祥事件等事例の掲示などを行い、コンプライアンス・マインドの維持・向上に努めました。

③反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等と排除に向けた体制を整え、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を適正に運用し、反社会的勢力の排除に努めました。

④人材の育成

職員の能力向上を図るため、研修への参加及び通信教育の受講を計画し、人選に当たっては職員の希望を受け入れました。外部研修においては、本年もコロナの影響によりほとんどの研修がwebでの開催となりましたが、延べ74名が参加し、通信教育は62名が修了しました。

また、職員が自ら学ぶこと及び職員同士が学び合えることができる環境づくりへの取組の一環として、中堅職員が講師となり若手職員を対象とした勉強会を7回実施しました。

なお、経営アドバイザーは3名が合格し、22名になりました。

⑤広報活動の充実

保証制度創設・改正の案内について、金融機関への通知、ホームページや機関紙等による周知を図りました。今年度は創設70周年に当たり記念誌を発行し、また、県内大学での講義(コロナの影響により、音声付パワーポイントを配付)を行う等、広報に努めました。

⑥業務の電子化・電算システム活用の推進

電子化プロジェクトチームより提言を受け、既存の電算システムを活用した内部書類の電子申請化や、クラウドサービスを活用した給与明細の電子配信を行う等、業務の効率化を図りました。

また、保証申込関係書類の電子的授受のシステムが完成したことに伴い、令和5年度に同システムの利用を開始したいとの申し出があった金融機関との利用開始に向けた準備を開始し、業務の電子化・電算システム活用の推進に取り組みました。

⑦電算共同システムの安定運用、リスク管理

耐用年数が到来した統計サーバーの更改を行いました。

商工会議所の全館停電に合わせ、サーバーのシャットダウン、再起動の手順を確認しました。また、COMMONシステムのBCP訓練に参加し、回線切り替えのテストを行いました。

5. 外部評価委員会の意見

令和4年度は、経済動向は全体として持ち直してきているものの、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）の影響による厳しさが残る中、物価上昇の影響が一部に見られ、また、海外経済・金融を巡る不確実性の高まりも懸念された1年となりました。

保証承諾は、前年度以降、各種コロナ関連保証の利用が一巡し、保証期間・据置期間も長期で導入されているため、再調達の需要も少なく落ち着いた動きとなっていました。令和4年7月に創設した提携保証や令和5年1月に制度拡充した「伴走支援型特別保証」等により、コロナ関連保証の借換え、再調達等の資金繰り支援を積極的に実施したことで、今年度の保証承諾、保証債務残高はともに前年度実績及び計画を上回りました。

一方、代位弁済はいまだ低水準ではあるものの前年度実績及び計画を上回りましたが、実際回収は厳しい回収環境の中、前年度を下回ったものの計画を上回りました。

収支状況を見ると、経常収入は保証債務平均残高が計画を上回ったことで計画を上回りました。一方、経常支出は業務費において、長引いていたコロナにより自粛していた業務活動が再開されたことにより前年度を上回ったものの計画を下回りました。その結果、経常収支差額は606百万円（計画額514百万円）と計画を上回りました。

また、経常外収支は、償却求償権回収金は昨年度の反動で減少したものの計画を上回った一方、保証債務残高増加による責任準備金繰入の増加などから、経常外収支差額は△96百万円（計画額△9百万円）と計画を下回りました。

この結果、制度改革促進基金取崩額51百万円を加えた当期収支差額は560百万円（計画額564百万円）となり、おおむね計画通りとなりました。当期収支差額の処理については、280百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残り280百万円を基金準備金に繰り入れました。

なお、個別重点課題等の自己評価に関する意見は以下のとおりです。

(1) 保証部門について

業況回復が遅れ、経営に支障を来している中小企業に対して、コロナ関連保証の借換え、再調達等の資金繰り支援を実施するとともに、金融機関との対話、モニタリング・フォローアップ等を通じてコロナ等の影響をヒアリングし、金融機関と連携して中小企業の業況把握や収益改善に向けた本業支援に努めたことは評価できます。経済動向は持ち直してきているものの、コロナの影響は残っており、また物価上昇の影響、海外経済・金融の動向も懸念される中、令和5年度は、「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証」いわゆるゼロゼロ融資の返済本格化を迎えます。引き続き、中小企業の資金繰り支援や本業支援に取り組み、個々の中小企業の業況に応じたきめ細やかな支援に努めてください。

(2) 期中管理・経営支援部門について

これまで以上に金融支援のみならず、経営支援や再生支援が重要となっています。引き続き、貴協会の支援能力を向上させるとともに、関係機関との連携、国や地方公共団体の施策に沿った適切できめ細やかな支援に積極的に取り組む必要があります。

金融機関や中小企業支援機関と情報共有の場を設け、金融支援のほか、専門家派遣事業、経営サポート会議等を継続し、また、コロナ関連保証利用企業へのモニタリング・フォローアップとして、金融機関からの業況報告書を基に、金融機関と連携したフォローアップに取り組み、必要に応じて返済緩和

の条件変更、中小企業支援機関への紹介等を行っており評価できます。

事業承継支援は、長崎県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携、情報交換会や、事業承継セミナーへの出席を継続し、創業支援については、地方公共団体、金融機関、商工関係団体等と連携し、創業セミナー、移住相談会、経営支援強化促進事業による創業者支援、創業後のフォローアップ等を継続しており評価できます。

令和6年度から、中期事業計画及び年度経営計画において、経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値を明記することとされています。検証項目は概ね固まっているようですので、その指標及び目標値設定に向けて準備を進めてください。

(3) 回収部門について

厳しい回収環境の下、回収実績は前年度を下回ったものの、計画は上回っており努力の跡は窺えます。また、不等価譲渡について対応したことも評価できます。今後は代位弁済の増加も懸念されるため、引き続き、管理事務停止及び求償権整理を推進し効率的な管理・回収を行うとともに、求償権先の再生支援や経営者保証ガイドラインの活用など、再チャレンジを考慮した適切な対応に、より一層努めてください。

(4) その他間接部門について

コロナ感染防止のために継続的に感染対策を実施するなど、協会機能の維持に万全を期し、その責任と役割を果たしたことは評価できます。

効率的な業務運営を行うための業務分担の見直しを行い、今後の経営支援・再生支援業務の重要性の高まりを見据えた組織体制の見直しの検討を行うなど、協会が求められる役割に応じた組織改正に着手していることや、職員が自ら学ぶこと及び職員同士が学び合えることができる環境づくりへの取組の一環として中堅職員が講師となり若手職員を対象とした勉強会の開催など、人材育成への取組についても評価できます。

今後も継続して業務改善に取り組んでください。

信用保証協会は高いレベルの公共的使命と社会的責任が求められていることを認識し、引き続き、コンプライアンス態勢の維持・向上、反社会的勢力の排除及びBCPの強化に取り組んでください。

(5) 総括

令和4年度は、提携保証の創設、「伴走支援型特別保証」の制度拡充により積極的にコロナ関連保証の借換えや再調達に対応したことで保証承諾、保証債務残高ともに増加しました。一方で、代位弁済は低水準ではあるものの増加しています。

コロナの影響はいまだ残っており、また、物価上昇の影響、海外経済・金融を巡る不確実性の高まりも懸念されます。このような中、令和5年度は「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証」（ゼロゼロ融資）の利子補給期間終了及び返済本格化を迎え、代位弁済の増加も懸念されます。今後も、資金繰り支援はもちろんのこと、これまで継続してきた経営支援メニューや職員の能力・経験を最大限に活用し、引き続き、様々な局面において、金融機関や中小企業支援機関と連携した中小企業支援を行っていくことが重要となります。

これまでのコロナ禍において、信用保証協会が果たした役割は大きいものでした。今後は、ポストコ

コロナの時代を見据えて、その業務実績を十分に検証(定量面だけでなく定性面も分析)し、その結果を組織の課題として共通の認識とした上で、更なる中小企業支援に取り組んでください。

コロナ対応で培った各部門におけるノウハウを組織全体で共有し人材育成に繋げることや、電子化等による業務の効率化に向けた取組も業務運営上ますます重要になります。学び合う環境づくりや業務改善などの内部的な取組も継続的に実施してください。

また、公的な「金融と経営の総合支援機関」として、金融機関や中小企業支援機関と連携し、保証・創業支援・経営支援・再生支援・事業承継支援の充実に努め、中小企業の維持・発展を積極的にサポートし、地方創生や地域活性化に寄与していくことを期待します。

令和5年度 経営計画

1. 業務環境

(1) 長崎県の経済を取り巻く環境

令和4年度は、経済情勢は緩やかな持ち直しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響の長期化に加え、供給制約、物価上昇等が世界経済に影響を及ぼし、国内においても経済に大きな影響を与える年となりました。

近時の長崎県の景気は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、全体として持ち直しています。個人消費は持ち直しており、観光はこのところ回復ペースが速まっています。公共投資は弱めの動きとなっているものの、設備投資は大型案件が寄与して大幅に増加しています。雇用・所得環境は、雇用者所得は依然として弱い動きとなっているものの、労働需給の引き締まりが進む中、賃金改善の動きが徐々に広がっています。

先行きについては、物価上昇、感染症の動向、海外経済の減速などの影響を注視していく必要があります。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の景況感は、緩やかに改善しています。一方、県内企業倒産は、低水準ではあるものの増加しており、引き続き厳しい状況にあります。このような中、令和5年度は「新型コロナウイルス感染症対応資金」（以下「ゼロゼロ融資」という。）の返済本格化を迎えます。

2. 業務運営方針

当協会は、公的な「金融と経営の総合支援機関」として、国や地方公共団体の施策を踏まえ、金融機関や中小企業支援機関等と連携の上、コロナ、供給制約、物価上昇等の影響を受けた中小企業等への金融支援及び経営支援に各部門が連携、協力し一体となって取り組み、中小企業の維持・発展を積極的にサポートし活力ある地域経済の発展に貢献します。

特に、コロナの影響により債務が増大した中小企業に対して、「伴走支援型特別保証」等を活用した借換えによる返済負担軽減や資金繰り支援を行うとともに、モニタリングを通じた状況の把握やその後のフォローに努め、ポストコロナ下での収益力改善に向けた本業支援に取り組みます。

また、創業、事業再構築、事業承継、事業再生、再チャレンジ等の支援の充実、経営者保証ガイドライン等の浸透・定着のための周知に取り組みます。

令和5年度における業務上の基本方針について、以下の項目を主要項目として掲げ、別途、具体的な行動計画を作成し、その見える化を図ることによって、役職員で共有し取り組むこととします。

保証部門

① コロナの影響により債務が増大した中小企業への資金繰り支援

コロナの影響によりゼロゼロ融資を導入した中小企業の一部が過剰債務の問題を抱える中、令和5年度はゼロゼロ融資の返済本格化を迎えるため、金融機関と連携し「伴走支援型特別保証」等を活用した借換えによる返済負担軽減や資金繰り支援に取り組みます。

また、経営に支障を来している中小企業に対して、資金繰り支援のみならず、金融機関と連携した適切なモニタリングを実施し、経営改善・生産性向上に向けた支援に取り組みます。

② 中小企業の資金ニーズに合わせた、融資・保証における金融機関と連携した適切な協調支援

中小企業の適切な業況の把握に努め、ポストコロナに向けた設備投資、事業再構築や構造転換、事業転換等に要する資金等、中小企業のライフステージに応じた多様な資金ニーズに対し、金融機関と連携しつつタイムリーな資金繰り支援を行います。

③ 政策保証や経営者保証ガイドライン等の周知と利便性向上

国の施策を踏まえた上で、各種広報媒体等を活用しながら政策保証や経営者保証ガイドライン等の浸透・定着に向けた周知を図ります。また、各種保証制度の利用状況や金融機関・中小企業の資金ニーズ・要望を把握し、制度の改善・創設等の検討を行うとともに、地方公共団体へも制度創設、改正を要望し保証の利便性向上を図ります。

④ 金融機関との連携の取組

上記①～③の方策について、金融機関と中小企業支援に対する認識を共有した上で実施するため、金融機関との日常的な対話や業務研修会等を通じてより一層の連携強化に取り組みます。

期中管理部門・経営支援部門

① ポストコロナにおける、中小企業の経営改善・生産性向上・事業再構築等、収益力改善に向けた支援及び事業再生の促進に関する取組の推進

金融機関から受領するモニタリング報告書等を基に、金融機関と連携し中小企業の状況把握を行い、必要な金融支援・経営支援に取り組みます。

コロナの影響を受けた中小企業や、経営改善が進まず返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業、ポストコロナにおける生産性向上・事業再構築に取り組む中小企業に対して、金融機関や長崎県よろず支援拠点等の中小企業支援機関と情報を共有し、経営支援強化促進事業や外部専門家派遣事業等を活用した、収益力改善支援、本業支援に取り組むとともに、実施後のフォローアップに努めます。

また、金融機関や長崎県中小企業活性化協議会との連携により、中小企業の経営改善・再生支援に積極的に取り組み、「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」を活用し、中小企業に伴走した支援に努めます。

② 創業支援

創業前の相談から、創業後のフォローアップまでのサポートを基本とし、地方公共団体、金融機関、商工会議所・商工会、中小企業支援機関等と連携した支援を行います。

新たに創設された創業時に経営者保証を徴求しない保証制度について適切に対応するとともに、創業後間もない中小企業に対しては、フォローアップによる業況確認を行い、経営支援強化促進事業等を活用した経営課題の解決や経営改善を支援します。

また、長崎県と締結した「長崎県における移住施策の推進に関わる包括連携に関する協定書」に基づき移住者の創業を支援します。

一方、創業マインドの醸成や信用保証制度の周知を目的として、大学生や専門学校生等に向けた金融教育やセミナー等の充実にも努めます。

③ 事業承継への取組

事業承継の問題を抱える中小企業に対して、国や地方公共団体の施策を踏まえ、事業承継特別保証制度をはじめとした各種事業承継制度の周知・推進を図り、金融機関や長崎県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携協力し、必要な支援に取り組みます。

④ 経営支援の定量的な効果検証の指標及び目標値の設定

協会業務に経営支援業務が追加されたことにより、経営支援の効果的な実施に向けて、令和6年度から、経営支援の取り組みに関する定量的な効果検証の指標及び目標値を各協会において定めることとされています。

当協会の経営支援の取り組みについて、蓄積された経営支援データをもとに、定量的な効果検証の指標及び目標値の設定を行います。

回収部門

① 回収の早期着手

期中段階の調査及び交渉内容を基に債務者等の現状に見合った回収方針を早期に策定し、代位弁済後の初動対応の徹底を図ります。

② 求償権の適切な状況把握と回収方針の進捗管理の徹底

実地調査・訪問による交渉に加え、電話や郵便による交渉を実施し求償権関係人の実態把握に努め、回収方針の見直しをきめ細かく行い、法的手続きを含めた回収交渉を適切に行います。

③ 「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の要請に対し柔軟に対応します。また、定期入金先の保証人に対して、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図ります。

④ 事業継続・事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

事業継続しながらやむを得ず代位弁済に至った求償権先に対しては、十分な協議を重ねた上で弁済額を決定する等の措置を講じ、資金繰りを安定させつつ事業継続支援に努めます。また、事業継続し再生局面にある求償権先に対しては、事業内容の把握とともに求償権消滅保証の検討を行い、一方、事業再生計画に基づく求償権放棄や保証債務の免除を含む再生支援要請に対しては、再生計画の内容

を精査し、関係機関と連携しながら、再チャレンジも考慮し、適切に対応していきます。

⑤ 管理事務停止・求償権整理の推進

回収見込みについて早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理の推進に努めます。

その他間接部門

① 内部管理体制の強化

地域に根ざした公的な「金融と経営の総合支援機関」として中小企業の維持発展にしっかりと協力できるよう、コロナ、自然災害、システム障害その他の緊急事態に対して、事業継続計画（BCP）等に基づき適切に対応します。

また、各部門の課題や行動計画を役職員で共有し、活発なコミュニケーションにより更なる組織の活性化に努めるとともに、信用保証業務の見直し等の業務環境変化に適切かつ柔軟に対応し、効率的な業務運営を行います。

② コンプライアンス態勢の維持・向上

コンプライアンス・プログラムを継続的に実施し、コンプライアンス態勢の維持・向上に努めます。

③ 反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等との連携、及び、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を利用し、反社会的勢力の排除に努めます。

④ 人材の育成

中小企業診断士、経営アドバイザー等の資格取得を奨励するほか、全国信用保証協会連合会の階層別・課題別研修などの外部研修や通信教育を活用して職員の能力向上を図ります。また、OJTや内部研修に加え、各部署の業務内容や蓄積された知識・情報・ノウハウ・経験知を部署内外で共有し、自ら調べて学ぶこと及び職員同士が学び合えることができる環境づくりを進めます。

また、業務の電子化・電算システム活用を推進するため、内部研修等により職員のITリテラシーの向上を図ります。

⑤ 広報活動の充実

保証協会ホームページや機関紙、チラシ、金融機関等との意見交換会等により、制度創設・改正、各種支援、補助事業等、協会情報をタイムリーかつ的確に発信し、中小企業及び金融機関等関係機関への周知、利便性向上に繋げるとともに、県内大学で講義を行う等、広報活動の充実に努めます。

⑥ 業務の電子化・電算システム活用の推進

事務手続き等の効率化や保証利用の利便性向上を図るとともに、協会業務の効率化のため、業務の電子化・電算システム活用を推進します。

全国統一システムとして開発された保証申込関係書類の電子的授受のための共通プラットフォームの利用を希望する金融機関に的確に対応します。また、引き続き、電子化プロジェクトチームにより提言された、電算システムの活用について導入を検討していきます。

⑦電算共同システムの安定運用、リスク管理

保証協会システムセンターと連携し安定した運用を図るとともに、システムリスクに備えた事業継続計画(BCP)や情報セキュリティへの取組を推進します。

3. 事業計画

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	700億円	152.2%
保 証 債 務 残 高	2,149億円	98.1%
代 位 弁 済	23億円	230.0%
回 収	3億5千万円	100.0%

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

■個人情報保護宣言

NAGASAKI GUARANTEE REPORT 2023



長崎県信用保証協会は公共的責任と社会的責任を果たすため、法令遵守(コンプライアンス)を経営の重要課題の一つと位置付け、「長崎県信用保証協会倫理憲章」に基づき、下記の組織体制において役職員一丸となりコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

- ① コンプライアンス委員会(四半期ごとに実施)
 - ・コンプライアンス・プログラムの策定、実践状況のチェック、関連事項の審議、発生時の対応等
- ② 研修・啓蒙活動
 - ・コンプライアンス内部研修会の実施
 - ・コンプライアンスに関する報道の掲示
- ③ コンプライアンス管理体制
 - ・コンプライアンスチェックシートによる実践状況の把握・分析
 - ・監査室によるチェック

信用保証協会の公共性と社会的責任
信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス
経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じ、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献
広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

42

個人情報保護宣言

長崎県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口(または郵送)に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口(または郵送)に持参(または郵送)ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきまして、郵送の場合は実費相当額をいただきます。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・6.7.の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

【問い合わせ窓口】 長崎県信用保証協会 監査室 〒850-8547 長崎市桜町4番1号
TEL 095-822-9918 FAX 095-824-1067

協会組織

■役員名簿

■組織・事務分掌

NAGASAKI
GUARANTEE
REPORT
2023



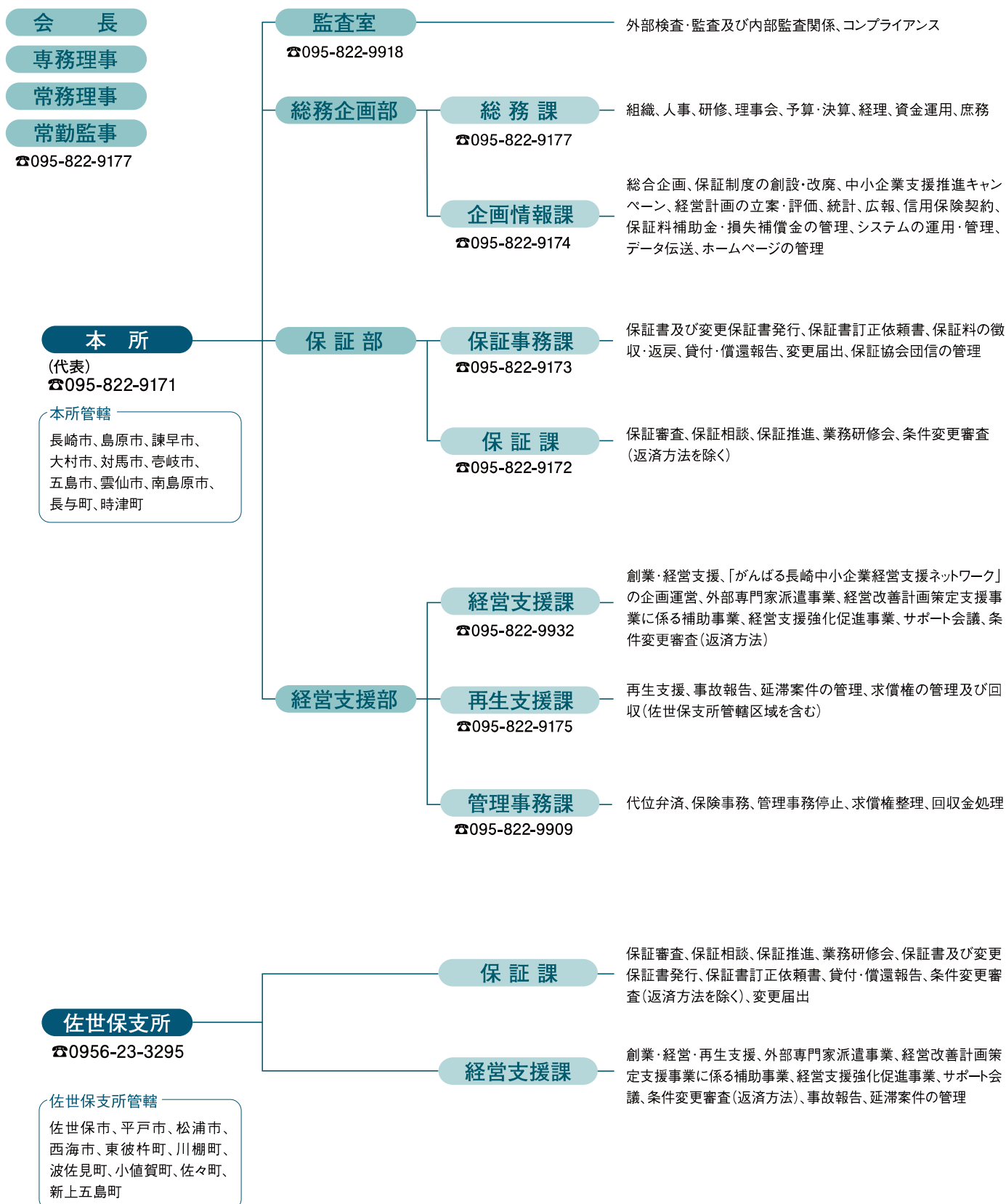
役員名簿 (令和5年6月1日現在)

役職名	氏 名	常勤非常勤別	備 考
会 長	上田 裕司	常勤	
専務理事	木山 勝己	常勤	
常務理事	中村 光伸	常勤	
理 事	松尾 誠司	非常勤	長 崎 県 産 業 労 働 部 長
//	鈴木 史朗	非常勤	長 崎 市 長
//	宮島 大典	非常勤	佐 世 保 市 長
//	古庄 剛	非常勤	長 崎 県 町 村 会 会 長
//	森 拓二郎	非常勤	長崎県商工会議所連合会 会長
//	山川 信彦	非常勤	十 八 親 和 銀 行 頭 取
//	開地 龍太郎	非常勤	長 崎 銀 行 頭 取
//	塚元 哲也	非常勤	た ち ば な 信 用 金 庫 理 事 長
//	鈴木 清輝	非常勤	商工組合中央金庫 長崎支店長
監 事	松永 敬三	常勤	
//	宮崎 浩善	非常勤	長崎県商工会連合会 専務理事
//	林田 真知子	非常勤	公 認 会 計 士

(注意) 非常勤の場合、「備考」欄に兼職名を記載しています。

組織・事務分掌

令和5年4月1日現在





中小企業のサポーター

長崎県信用保証協会

NAGASAKI GUARANTEE

<https://cgc-nagasaki.or.jp>

